

2012年11月28日

適格消費者支援団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様

国際投信投資顧問

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は弊社業務に格別のご高配を賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、貴団体からの2012年10月30日付「申入書」に対して下記の通り回答させていただきますので、よろしくご査収いただきますようお願い申し上げます。

今後とも弊社業務にご理解を賜りたくお願い申し上げますとともに、貴団体のますますの発展をお祈り申し上げます。

敬具

記

1. 不当景品類及び不当表示防止法第10条第1号の該当性について

弊社では、貴団体2012年4月27日付「お問い合わせ」に対する2012年5月30日付回答書におきまして、

- ① 「為替ヘッジ」とは、円と円以外の通貨との間で為替変動リスクを回避・軽減することに限らず、異なる通貨間の為替変動リスクを回避・軽減する手法のことも「為替ヘッジ」とであると認識していること、
- ② したがって、お問い合わせの対象である交付目論見書（以下「本件交付目論見書」といいます。）の本文では、「為替ヘッジ」という用語を上記①の意義でも使用していること、
- ③ ただし、そのような記載に際しては、どの通貨に対して何の通貨で為替ヘッジを行うのかを明確に説明していること、
- ④ 以上のことは本件交付目論見書をお読みいただければ、一般投資家の皆様にもご理解いただけるものと考えていること、

を回答申し上げます。

さらに、前回の回答では上記の見解に併せ、「属性区分」の欄外に「属性区分」欄における「為替ヘッジ」は対円によるものを記載している旨の注記を入れることを申し上げ、10月11日より順次変更しているところでございます。実際、10月11日付で改訂した、新興国公社債オープン（通貨選択型）ブラジル・リアルコース（毎月決算型）の交付目論見書には、「※属性区分に記載している『為替ヘッジ』は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。」との注記を加えており、一般投資家の皆様の理解により資するものとなっております。

かかる実態に鑑みますと、弊社の本件交付目論見書は誤解を招くようなものではなく、本件交付目論見書が「実際のものより著しく優良」な表示をしているということには当たらず、不当景品類及び不当表示防止法第10条第1号に該当するものではないと考えております。また、「為替ヘッジ」との記載があることによって、本件交付目論見書に虚偽の記載があること、あるいは、重要な記載の欠如があることにはならないと考えております。

2. 貴団体からの「申入書」について

弊社2012年5月30日付回答書では、上記の見解に併せて「交付目論見書については一般投資家の皆様によりわかりやすい表記を心掛けてまいります。」とも回答申し上げます。

これを受けまして、弊社ではその後も継続的に検討を進めて参りましたところでございます。上記1.の弊社見解を前提としながら、今回の申入れでご指摘いただいたことも真摯に受けとめ、一般投資家の皆様にとってよりわかりやすい表現にすべきとの結論に至り、ご指摘のような対円以外で為替ヘッジを行うという意義で「為替ヘッジ」を使用している部分につきましては、その表現を変更させていただくことと致します。

具体的には、ご指摘の内容が該当するすべてのファンドについて、「為替ヘッジ」「為替ヘッジ取引」「為替ヘッジプレミアム」「為替ヘッジコスト」「ヘッジ対象通貨」と表現している部分を、それぞれ「為替取引」「為替取引」「為替取引によるプレミアム（または「プレミアム」）」「為替取引によるコスト（または「コスト」）」「為替取引対象通貨（または「取引対象通貨」）」に変更することとし、ご指摘のファンドを含め、本年12月18日に改訂を予定しております「米国高利回り社債・ブラジル・リアルファンド（毎月決算型）」の交付目論見書より順次対応して参ります。

以 上